

加東市
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画
(素案)

令和2年11月

加東市

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
6 計画の対象	5
第 2 章 本市の障害者を取り巻く状況	6
1 障害者の状況	6
2 就園・就学の状況	12
3 雇用・就労の状況	15
4 成果目標・取組指標の達成状況	16
第 3 章 計画の基本的な考え方	20
1 障害者施策の基本理念	20
2 計画の基本方針	20
3 加東市障害者基本計画との整合	21
第 4 章 成果目標と取組指標	23
1 成果目標	23
2 取組指標	29
第 5 章 第 6 期障害福祉計画	31
1 障害支援区分の認定状況	31
2 障害福祉サービスの見込量	32
3 地域生活支援事業の見込量	37
4 権利擁護支援の充実	48

第6章 第2期障害児福祉計画	50
1 障害児福祉サービスの見込量.....	50
第7章 計画の推進に向けて	52
1 進行管理体制の確立.....	52
2 計画の点検・評価の方策.....	52
3 地域での障害者理解を深めるための啓発と協力体制の構築.....	53
4 北播磨圏域での連携の方策.....	53

資料編



計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、障害の重度化と障害のある人の高齢化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人にとって、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある人の望む地域生活の支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今、支援が必要な方が、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねるにつれて、これまで以上に複雑多様な生活課題を抱えていくことになることから、総合的な支援が必要とされています。

また、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令

和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定にあたり、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本市では、平成30年3月に「加東市障害者基本計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しています。「加東市障害者基本計画」は令和5年度までを計画期間とする本市の障害者保健福祉の大きな方向性を示す計画となっています。また、「加東市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」は計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されたものであり、障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が策定するものです。

基本指針の見直しの主なポイントは、以下のとおりとなります。

- ① 地域における生活の維持及び継続の推進
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦ 障害者による文化芸術活動の推進
- ⑧ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑨ 福祉人材の確保

2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

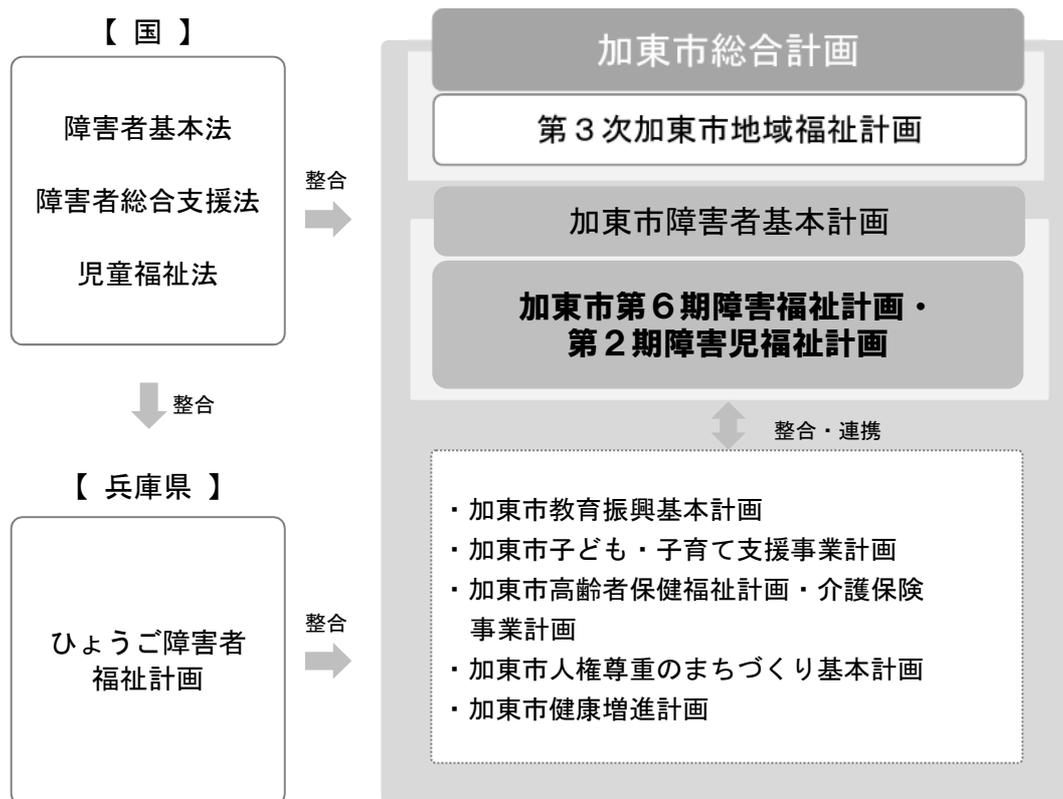


3 計画の位置付け

「加東市障害者基本計画」は、本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけています。

「加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「障害児福祉計画」として位置づけています。

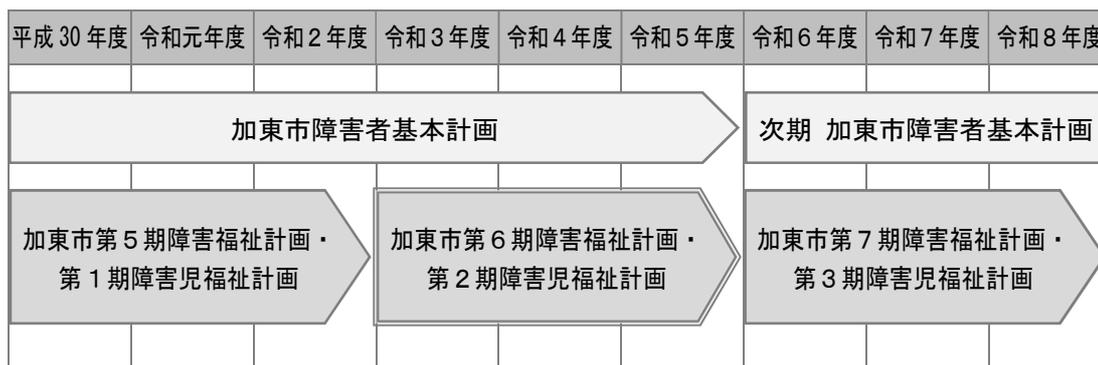
策定にあたっては、ひょうご障害者福祉計画並びに加東市総合計画における障害者施策との整合性を図りました。



4 計画の期間

「加東市障害者基本計画」は、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間としています。

「加東市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。



5 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、学識経験者、行政関係者、各種団体代表者等で構成する「加東市障害者支援地域協議会」において、新たな計画に関し、議論を積み重ねました。

また、広く市民からパブリックコメントを募集するなど、計画への反映に努めました。

6 計画の対象

本計画における「障害者」「障害のある人」とは、手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために、日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人(障害者基本法第2条第1項)を計画の対象とします。



本市の障害者を取り巻く状況

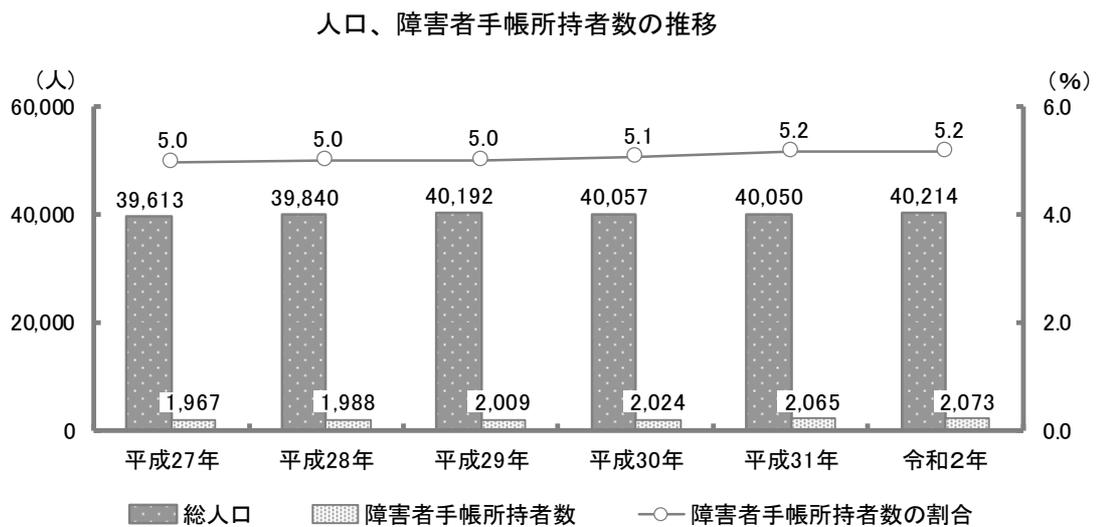
1 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在、40,214人で増減を繰り返しながら、やや増加しています。

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在、2,073人で人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.2%と横ばいで推移しています。

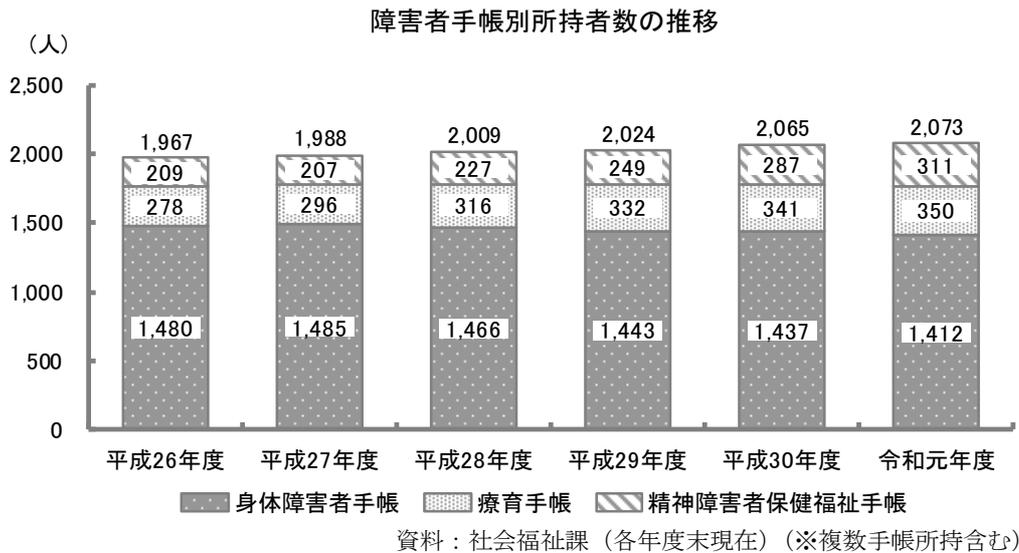


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は社会福祉課（各年4月1日現在）

② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和元年度末現在、1,412人となっています。

一方、療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度末現在、350人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和元年度末現在、311人となっています。

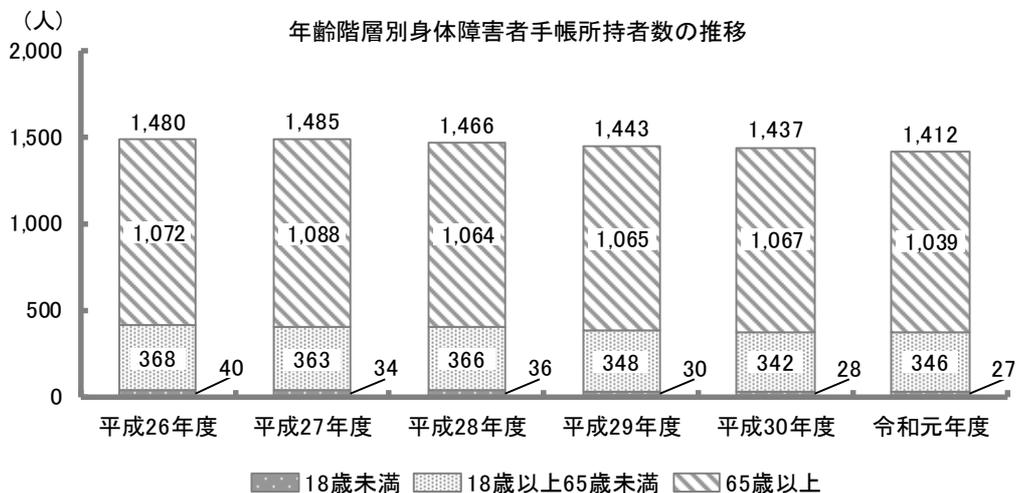


（2）身体障害者の状況

① 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

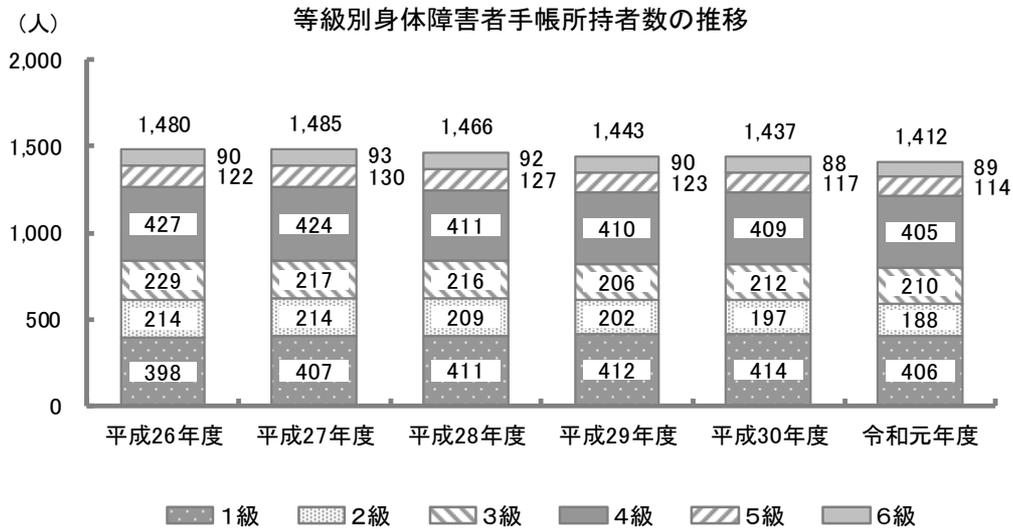
年齢階層別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、65歳以上の所持者数は減少傾向にあり、令和元年度末現在、1,039人となっています。

また、18歳以上65歳未満、18歳未満は令和元年度末現在、それぞれ346人、27人となっています。



② 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

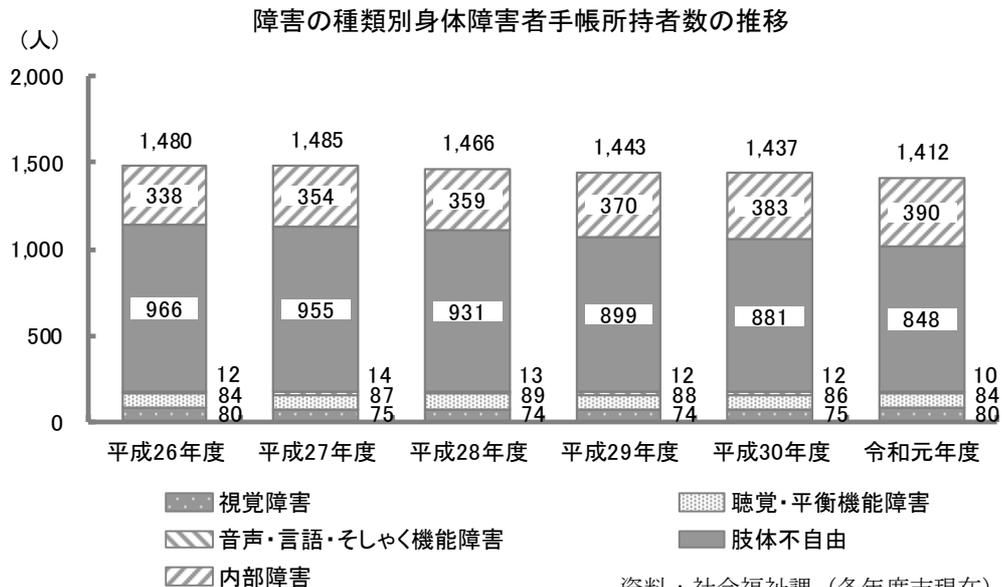
等級別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在、1級が406人と最も多くなっています。また、1級と2級を合わせた重度の方が約4割となっています。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

③ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障害の種類別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在、肢体不自由が848人（60.1%）と最も多く、次いで内部障害が390人（27.6%）となっています。また、内部障害の手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

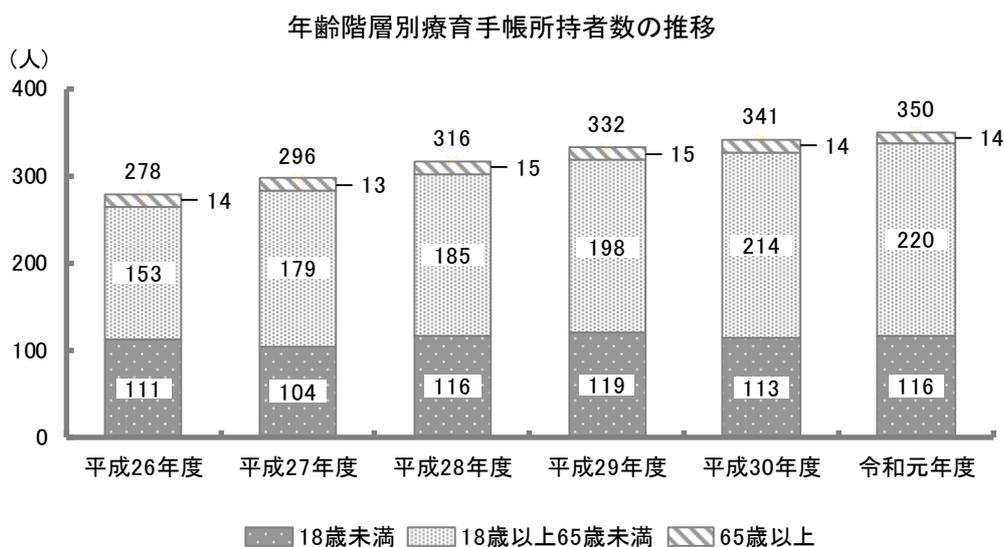


資料：社会福祉課（各年度末現在）

(3) 知的障害者の状況

① 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

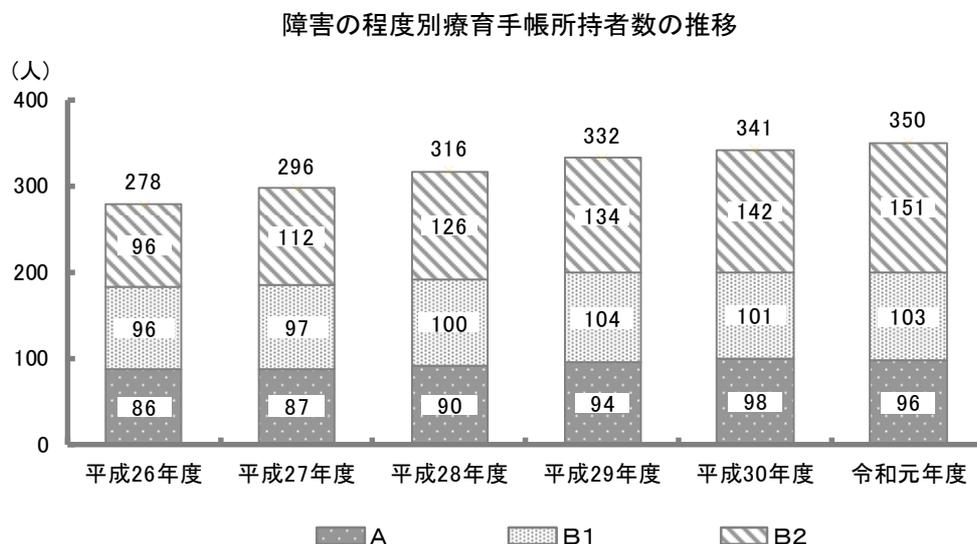
年齢階層別療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在、18歳未満は116人、18歳以上65歳未満は220人、65歳以上は14人となっています。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

② 障害の程度別療育手帳所持者数の推移

障害の程度別の療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在、B2判定の手帳所持者数が151人で最も多く、次いでB1判定の手帳所持者数が103人となっています。また、B2判定の方が増加傾向にあります。

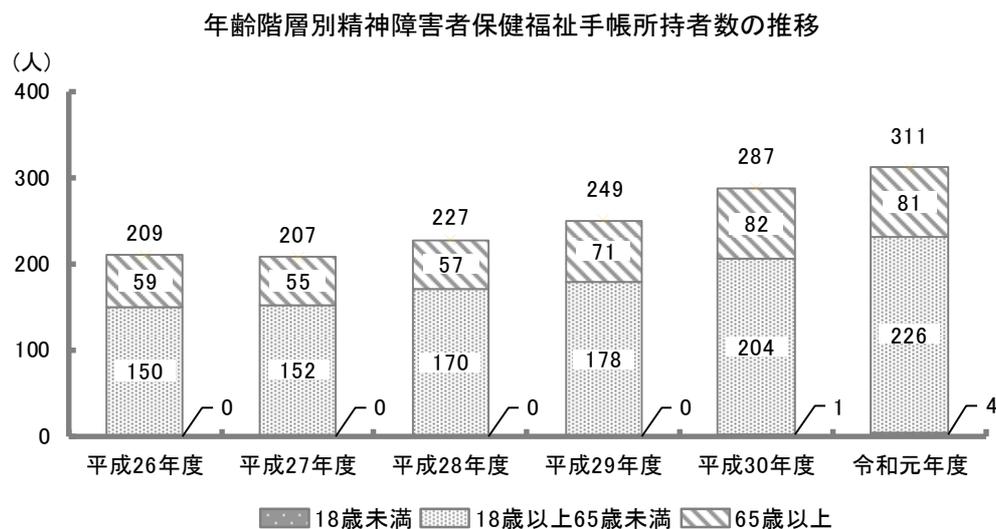


資料：社会福祉課（各年度末現在）

(4) 精神障害者の状況

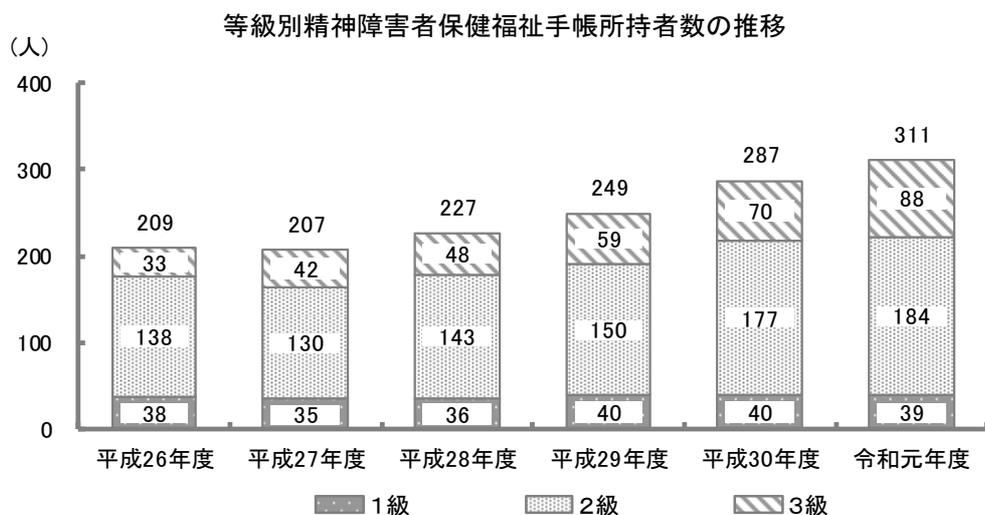
① 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢階層別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在、18歳未満が4人、18歳以上65歳未満が226人、65歳以上が81人となっており、手帳所持者数は年々増加しています。



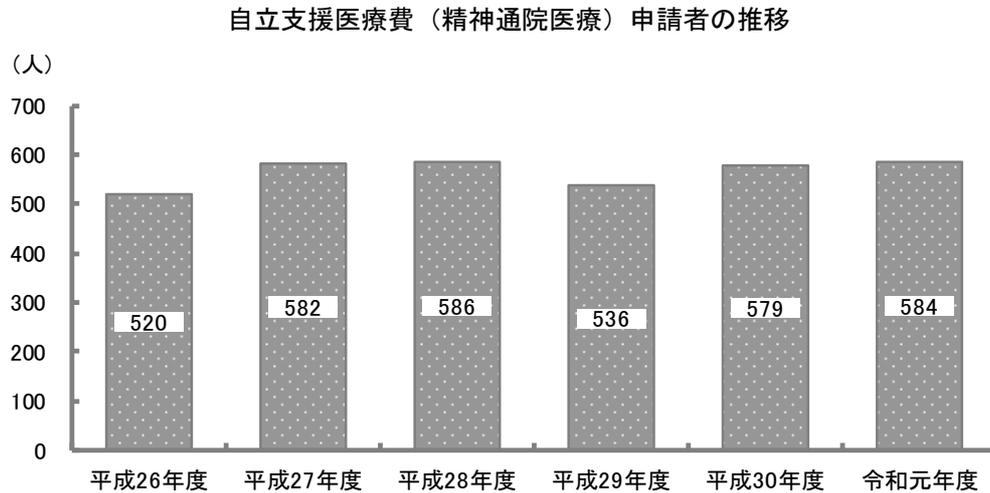
② 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在、2級の手帳所持者数が184人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が88人となっています。また、2級と3級で、手帳所持者数は年々増加しています。



③ 自立支援医療費（精神通院医療）申請者の推移

自立支援医療費（精神通院医療）申請者の推移をみると、自立支援医療費（精神通院医療）申請者数は概ね横ばい状態にあり、令和元年度末現在、584人となっています。

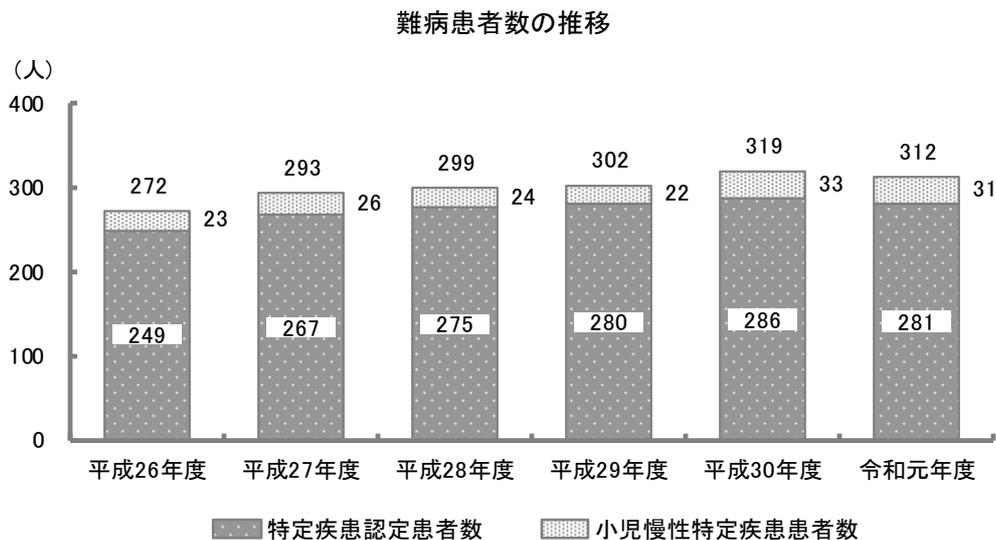


資料：社会福祉課（各年度末現在）

（５）難病患者等の状況

難病患者数の推移をみると、特定疾患認定患者数は平成30年度まではやや増加傾向にあり、令和元年度末はやや減少しています。

また、小児慢性特定疾患患者数は増減を繰り返しており、令和元年度末現在、31人となっています。



資料：加東健康福祉事務所（各年度末現在）

|| 2 就園・就学の状況

(1) 認定こども園・保育所・幼稚園の状況

特別な支援を必要とする児童の在籍状況は、令和2年4月現在、認定こども園106人、保育所19人となっています。

認定こども園・保育所・幼稚園の状況

単位：人・施設

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定こども園	在籍児数	1,037	1,115	1,122
	対象児数	127	116	106
	加配保育士数	13	12	11
	施設数	12	11	11
保育所	在籍児数	166	154	150
	対象児数	39	23	19
	加配保育士数	3	3	3
	施設数	4	4	4
幼稚園	在籍児数	131	44	46
	対象児数	8	8	0
	加配保育士数	1	0	0
	施設数	2	1	1

資料：発達サポートセンターはぴあ・こども教育課（各年4月現在）

(2) 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数

通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数が、全児童・生徒数に占める割合は、平成30年度以降増加傾向にあります。

通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	人数	231	228	252
	全児童に占める割合	12.4%	12.6%	13.9%
中学校	人数	45	60	61
	全生徒に占める割合	4.7%	6.6%	6.7%

資料：発達サポートセンターはぴあ（各年4月現在）

(3) 特別支援学級の状況

障害の種別でみると、小学校の「知的障害」「自閉・情緒障害」が、学級数・児童数ともに増加しています。

特別支援学級の状況

単位：学校・学級・人

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
小学校	学校数	10	10	10
	設置校数	8	8	8
	学級数	18	17	21
	児童数	57	62	75
中学校	学校数	4	4	4
	設置校数	3	3	3
	学級数	5	5	5
	生徒数	15	16	13

資料：学校教育課（各年 4 月現在）

単位：学級・人

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
知的障害	小学校	学級数	8	7	9
		児童数	22	28	33
	中学校	学級数	3	3	3
		生徒数	8	6	6
自閉・情緒障害	小学校	学級数	8	9	10
		児童数	32	32	39
	中学校	学級数	2	2	2
		生徒数	7	10	7
難聴	小学校	学級数	1	0	0
		児童数	1	0	0
	中学校	学級数	0	0	0
		生徒数	0	0	0
肢体不自由	小学校	学級数	1	1	2
		児童数	2	2	3
	中学校	学級数	0	0	0
		生徒数	0	0	0

資料：学校教育課（各年 4 月現在）

(4) 通級指導の状況

通級指導教室は、令和2年4月現在、小学校に2教室、中学校に1教室あり、対象人数は年々増加しています。

通級指導の状況

単位：教室、人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
LD/AHDH 等	教室数	2	2	3
	対象人数	25	28	41

資料：発達サポートセンターはぴあ（各年4月現在）

(5) 特別支援学校の状況

特別支援学校は、令和2年4月現在、県立北はりま特別支援学校に33人、県立姫路聴覚特別支援学校に2人、県立高等特別支援学校に6人、県立西神戸高等特別支援学校に1人となっています。

特別支援学校の状況

単位：人

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
県立北はりま特別支援学校	9	7	17	33
県立姫路聴覚特別支援学校	2	0	0	2
県立高等特別支援学校			6	6
県立西神戸高等特別支援学校			1	1

資料：教育総務課（令和2年4月現在）

3 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における雇用状況

兵庫県内の民間企業における障害者の雇用状況をみると、実雇用率は、平成27年から令和元年までの間に、1.97%から2.16%に上昇しています。

また、平成29年まで増加傾向だった法定雇用率達成企業の割合は、平成30年4月に法定雇用率が引き上げられたことも影響し、平成30年に一旦減少し、令和元年6月1日時点で51.0%となっています。

本市における障害者の就労に関する相談は、毎年一定の割合で相談があります。

兵庫県内の民間企業における雇用状況

単位：企業、人

	企業数 (企業)	雇用状況			雇用率達成 企業の割合 (%)
		算定基礎労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	
平成27年	3,069	675,096.0	13,266.5	1.97%	51.8%
平成28年	3,087	680,229.0	13,396.5	1.97%	51.9%
平成29年	3,157	697,919.0	14,165.0	2.03%	52.7%
平成30年	3,458	725,173.5	15,268.0	2.11%	48.2%
令和元年	3,473	728,571.0	15,727.5	2.16%	51.0%

資料：兵庫労働局（各年6月1日現在）

就労に関する相談対応件数

単位：件

相談先区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
加東市健康福祉部社会福祉課	134	123	101
加東市障害者相談支援センター	112	224	239
北播磨障害者就業・生活支援センター	336	261	271

資料：社会福祉課（各年度末現在）

相談支援により一般就労につながった人

単位：人

相談先区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県立北はりま特別支援学校から	0	1	0
障害福祉サービス（就労系サービス利用者）から	5	6	5
北播磨障害者就業・生活支援センターから	6	2	3

資料：社会福祉課（各年度末現在）

4 成果目標・取組指標の達成状況

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の成果目標及び取組指標の達成状況については次のとおりです。なお、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の利用状況の実績については、第5章以降で見込みとともに記載しています。

■ 成果指標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

① 2020（令和2）年度末までの施設入所者の地域移行

【国の目標値】
・2016（平成28）年度末時点から9%以上移行

単位：人

第5期成果目標		第5期実績		
	目標値（令和2年度末）	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末見込
地域生活移行人数	5	0	2	5
H28年度末時点（57人）からの移行割合	8.8%	0%	3.5%	8.8%

② 2020（令和2）年度末の施設入所者数

【国の目標値】
・2016（平成28）年度末時点から2%以上削減

単位：人

第5期成果目標		第5期実績			
	基準値（平成28年度末）	目標値（令和2年度末）	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末見込
施設入所者数	57	55	52	54	55
増減		▲2	▲5	▲3	▲2
削減率		3.5%	8.8%	5.3%	3.5%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の目標値】

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場を、2020（令和2）年度末までに設置

北播磨圏域内の5市1町による北播磨障がい福祉ネットワーク会議と、北播磨県民局（加東健康福祉事務所）の共催による「精神障害者地域移行・地域定着支援にかかる精神科病院と行政による圏域連絡会議」の場が出来ました。

【参加者】加東健康福祉事務所、精神科病院、市町担当課（障害福祉、高齢福祉）、障害者相談支援センター、圏域コーディネーター、県精神保健福祉センター等

【協議内容】・北播磨管内の長期入院患者の実態報告

- ・事例検討会議の報告
- ・地域移行・地域定着の推進に関する協議 他

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の目標値】

- ・2020（令和2）年度末までに、各市町村・圏域の地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備

市内だけでは拠点となる施設や機関が少ないため、北播磨圏域での設置も含めて管内市町と協議しています。

(4) 福祉から一般就労への移行促進

【国の目標値】

- ・2020（令和2）年度末時点の一般就労移行者数を、2016（平成28）年度の1.5倍以上にする
- ・2020（令和2）年度末の就労移行支援利用者数を、2016（平成28）年度の2倍以上にする
- ・就労定着支援利用者の開始1年後の定着率を、8割以上にする
- ・就労移行率3割以上の事業所の割合を、全体の5割以上にする

単位：人

第5期成果目標	第5期実績			
	目標値（令和2年度末）	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末見込
福祉施設から一般就労への年間移行者数	3	6	5	3
H28年度実績（2人）との比較	(150%)	(350%)	(250%)	(150%)
就労移行支援事業の月間利用者数	8	1	6	8
H28年度実績（4人）との比較	(200%)	(25%)	(150%)	(200%)
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%	-	100%	80%

（5）障害児支援の提供体制の整備等

【国の目標値】※圏域での設置・確保も可

- ・児童発達支援センターを、2020（令和2）年度末までに少なくとも1か所以上設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を、2020（令和2）年度末までに構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を、2020（令和2）年度末までに少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を、2018（平成30）年度末までに設置

単位：事業所

第5期成果目標	第5期実績			
	目標値（令和2年度末）	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末見込
児童発達支援センターの整備数	1	1	1	1
保育所等訪問支援を利用できる体制	構築	有	有	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの事業所数	1	0	0	1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	調整	有	有

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援は、北播磨こども発達支援センターわかあゆ園が実施しています。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援等の事業所は、北播磨圏域内にはありますが、市内にはまだありません。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、令和元年度から北播磨障がい福祉ネットワーク会議医療的ケア児支援部会が立ち上がりました。

■ 取組指標

(1) 短期入所施設、グループホームの整備数

単位：事業所

第5期取組指標		第5期実績		
	目標値(令和2年度末)	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末見込
市内の短期入所事業所数	1	1	1	1
市内のグループホーム数	3	3	4	4

(2) 市から福祉施設等への優先発注数

単位：上段・件、下段・万円

第5期取組指標		第5期実績		
	目標値(令和2年度末)	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末見込
障害者就労施設等からの 物品等の優先調達額	8	8	8	8
	82	93	82	82

(3) 手話通訳者・要約筆記者養成数（登録見込み者数）

単位：人

第5期取組指標		第5期実績		
	目標値(令和2年度末)	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末見込
登録手話通訳者数	6	4	4	6
登録要約筆記者数	5	5	6	5

(4) 障害児支援の提供体制の整備

単位：人

第5期取組指標		第5期実績		
	目標値(令和2年度末)	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末見込
教育と福祉の協議の場の設置	有	有	有	有
障害児の相談窓口の設置	有	有	有	有
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1	2	2	1



第 3 章

計画の基本的な考え方

|| 1 障害者施策の基本理念

本市の障害者施策の基本的な事項や理念を定めた加東市障害者基本計画においては、「障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東」を基本理念とし、市民一人ひとりが互いの違いや多様性を認め合い、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づき、障害の有無に関わらず個人として尊重され、あらゆる場に参加・参画できる、物理的にも心理的にもバリアフリーな共生社会を構築することを目指しています。

|| 2 計画の基本方針

本計画では、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

「障害のある人の権利の尊重」

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定できるように権利擁護を図っていきます。

「地域生活移行や就労支援等の課題への対応」

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」

制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めるとともに、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。

「地域の実情に応じた障害福祉サービス等の提供体制の充実」

障害等により、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

「障害児の健やかな育成のための発達支援」

障害種別にかかわらず、障害児及びその家族に対し、早期の段階から身近な施設で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

「障害福祉人材の確保」

安定的な障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、サービスの提供体制の確保とそれを担う人材の確保や専門性を高めるための研修の実施、また、他職種間の連携等の体制づくりを進めます。

「障害のある人の社会参加の支援」

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が多様なレジャーや文化活動などを楽しむことができる環境整備を進めます。

|| 3 加東市障害者基本計画との整合

加東市障害者基本計画は、6つの基本目標に基づき、障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまちを目指して計画を推進しています。

本計画が、障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保とともに、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等についての必要な見込量等を定めます。

加東市障害者基本計画の施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

障害のある人が自分らしく暮らせる福祉のまち 加東





成果目標と取組指標

1 成果目標

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	基本指針通り
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	基本指針通り

目標値	
令和5年度末の施設入所者数（令和元年度末：54人）	52人
令和5年度末までの地域生活移行者数（令和元年度末：2人）	4人

目標実現に向けた取組

- 入所施設や相談支援事業所との連携を強化し、住居の確保、地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談、支援を行います。
- 日中サービス支援型共同生活援助など重度化・高齢化に対応したグループホームを充実させることにより、障害者が安心して暮らすことができる住まいの場を提供できるサービス提供体制を確保します。また、地域での生活を体験できるグループホーム体験入居を利用し、地域移行を推進します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	3	3	3

目標実現に向けた取組

- 保健・医療サービスの情報提供や、必要な障害福祉サービスの利用を通じて地域移行支援を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	基本指針どおり

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	0	0	1
機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数	0	0	1

目標実現に向けた取組

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で自立した生活を行うには、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応や、体験の機会や専門的人材の確保）を確保する必要があり、その取組を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	令和元年度実績の 1.27 倍以上	基本指針どおり
うち就労移行支援	令和元年度実績の 1.30 倍以上	基本指針どおり
うち就労継続支援 A 型	令和元年度実績の 1.26 倍以上	基本指針どおり
うち就労継続支援 B 型	令和元年度実績の 1.23 倍以上	基本指針どおり
就労定着支援事業の利用者数	令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の 7 割が就労定着支援事業を利用することを基本	基本指針どおり
就労定着支援事業の就労定着率	令和 5 年度における就労定着支援による就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本	就労定着率が 8 割以上

目 標 値		
	令和元年度	令和 5 年度
令和 5 年度末の福祉施設から一般就労への移行者数	5 人	7 人
うち就労移行支援	0 人	1 人
うち就労継続支援 A 型	4 人	4 人
うち就労継続支援 B 型	1 人	2 人
令和 5 年度における就労定着支援事業の利用者数	0 人	5 人
令和 5 年度における就労定着支援事業の就労定着率	100%	80%

目標実現に向けた取組

- 福祉施設から一般の企業に就職した方に対して一定の期間、継続的な支援を受けることができる就労定着支援を利用し、事業所に対して障害者の特性に応じた環境づくりを呼びかけるとともに、適切な障害者雇用に努めます。
- 有効な障害者雇用促進策について、引き続き、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、庁内関係課と連携し、企業などに対し、障害者雇用に対する理解促進及び各種制度の周知に努めます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	圏域で北播磨こども発達支援センターわかあゆ園を設置済
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	令和元年度から北播磨障がい福祉ネットワーク会議医療的ケア児支援部会を設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	基本指針どおり
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	圏域で北播磨こども発達支援センターわかあゆ園で構築済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	圏域で北播磨こども発達支援センターわかあゆ園で確保済
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	基本指針どおり
居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村において1か所以上確保することを基本	基本指針どおり

目 標 値	
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（令和元年度末：2人）	2人
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（令和元年度末：0か所）	1か所
居宅訪問型児童発達支援事業所の確保（令和元年度末：0か所）	1か所

目標実現に向けた取組

- 主に重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービス事業所の整備を推進します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規）

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	基本指針どおり

目 標 値	
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	令和5年度までに確保

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60	60	60
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5	5	5

目標実現に向けた取組

- 基幹相談支援センターについては、地域の相談支援の拠点として、設置を目指します。
- 地域の相談支援事業所が関わる個別事例に対し、相談支援や必要な障害福祉サービスの提供について専門的な指導や助言を行います。また、県で行われる研修を利用し、計画的に主任相談支援専門員を養成します。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	基本指針どおり

目 標 値	
サービスの質の向上を図るための体制を構築	令和5年度までに体制を構築

活動指標			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	22	22	22
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	有	有

目標実現に向けた取組

- 利用者のニーズも多岐にわたり、また障害福祉サービスも多様化し、制度改正も頻繁に行われています。市職員が兵庫県や専門機関が主催する研修会に積極的に参加し、利用者や市内相談支援事業所に適切な情報を提供するよう努めます。

2 取組指標

(1) 手話通訳者・要約筆記者養成数

加東市手話言語条例による取組を踏まえ、聴覚障害のある人や難聴者等の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話通訳及び要約筆記者を養成する講座を開催することで、市の登録者として育成し、意思疎通支援者派遣事業の充実を図ります。

項 目	第5期基準値 平成28年度末	第6期基準値 令和元年度末	第6期目標値 令和5年度末
登録手話通訳者数	5人	4人	8人
登録要約筆記者数	5人	6人	6人

(2) 短期入所施設、グループホームの整備数

本市では、平成30年に短期入所事業所が開設し、また、令和元年度にはグループホーム（共同生活援助事業所）が新たに1事業所できました。しかし、障害のある人の地域移行・地域生活支援の上で重要な短期入所事業所やグループホームはまだ充分でない状況です。引き続き、障害のある人を介護する家族を含め、障害のある人の地域での居宅生活を支援するために、短期入所事業所とグループホームの整備促進について事業者働きかけます。

項 目	第5期基準値 平成28年度末	第6期基準値 令和元年度末	第6期目標値 令和5年度末
短期入所事業所数	0か所	1か所	2か所
グループホーム数	3か所	4か所	4か所

(3) 市から福祉施設等への優先発注数

障害者優先調達推進法により、国や地方公共団体等は障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとされています。本市においても「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定めて優先的な調達を推進し、施設等で就労する障害のある人の自立促進を図ります。

項 目		第5期基準値 平成28年度末	第6期基準値 令和元年度末	第6期目標値 令和5年度末
障害者就労施設等からの物品等優先調達額	件数	7	8	8
	金額 (千円)	800	828	828

(4) 障害児支援の提供体制の整備

障害のある児童・生徒が、多くの時間を過ごす学校と福祉の連携をより強くするための協議の場及び身近な相談の窓口として設置した発達サポートセンター「はぴあ」とともに、障害児支援体制の充実を図ります。

項 目	第5期基準値 平成28年度末	第6期基準値 令和元年度末	第6期目標値 令和5年度末
教育と福祉の協議の場の設置	—	有	有
障害児の相談窓口の設置	—	有	有



第 5 章 第 6 期障害福祉計画

1 障害支援区分の認定状況

① 認定者数の推移

本市の障害支援区分認定者（支給決定者）は、令和元年度は50人で、身体障害者16人、知的障害者26人、精神障害者8人となっています。

単位：人

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体	居宅	15	13	13
	施設	11	18	3
	計	26	31	16
知的	居宅	15	14	11
	施設	3	6	15
	計	18	20	26
精神	居宅	3	4	8
	施設	0	0	0
	計	3	4	8
計	居宅	33	31	32
	施設	14	24	18
	計	47	55	50

資料：社会福祉課（各年度末現在）

② 認定区分別の障害者数の状況

本市の認定区分別の障害者数は、令和元年度は身体障害者65人、知的障害者60人、精神障害者14人となっています。

単位：人

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
区分 1	0	0	0
区分 2	3	3	3
区分 3	6	0	5
区分 4	12	24	6
区分 5	15	18	0
区分 6	29	15	0
計	65	60	14

資料：社会福祉課（令和元年度末現在）

2 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位		実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実利用者数	人/月	21	21	19	22	22	22
	総利用時間	時間/月	434	434	28	0	0	0
同行援護	実利用者数	人/月	4	5	5	6	6	7
	総利用時間	時間/月	30	63	36	39	43	47
行動援護	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ実績見込

② 見込量の確保のための方策

- 訪問系サービスは、現在、市内では社会福祉協議会で1か所、その他市外の事業所によりサービスが提供されています。今後の地域生活への移行推進を踏まえ、サービスに対するニーズは高まると予想されるため、在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。
- 利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する人に、一定の期間、必要となる、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援	一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害のある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位		実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実利用者数	人/月	73	76	77	79	81	83
	延利用者数	人日/月	1,409	1,503	1,536	1,603	1,674	1,747
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	人/月	2	3	1	1	1	1
	延利用者数	人日/月	29	38	26	26	26	26
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	実利用者数	人/月	1	4	5	5	5	6
	延利用者数	人日/月	7	67	85	85	85	97
就労継続支援 A型	実利用者数	人/月	15	13	13	13	13	13
	延利用者数	人日/月	300	265	269	269	269	269
就労継続支援 B型	実利用者数	人/月	107	112	115	119	124	128
	延利用者数	人日/月	1,656	1,786	1,893	2,024	2,164	2,314
就労定着支援	実利用者数	人/月	1	1	0	1	1	1
療養介護	実利用者数	人/月	5	5	5	5	5	5
短期入所(ショートステイ)	実利用者数	人/月	19	22	13	24	25	26
	延利用者数	人日/月	94	107	73	115	120	125

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 特別支援学校の卒業生や在宅の重度障害者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、サービス提供事業所の確保や、日中活動系サービスの拡充に努めます。
- 地域で自立した生活を送るために、一般就労に必要な訓練を受けることができる就労移行支援や就労後も障害の特性に沿った環境で仕事が続けられるよう、北播磨障害者就業・生活支援センター、ハローワーク及び北播磨圏域の就労関係事業所との連携を強化し、就労定着支援の利用を推進します。
- 短期入所については、緊急時や介護者のレスパイトケアによる利用者のニーズを把握しながら必要量を見込みます。
- 医療的ケアを必要とする人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、支援体制の充実を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する精神障害者や知的障害者等について、一定期間にわたる定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位		実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	実利用者数	人/月	50	53	52	52	52	52
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	人/月	18	18	20	21	22	23
	市内定員数	人/月	15	20	20	20	20	20
自立生活援助	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 施設入所支援について、国の基本的な方向性では、施設入所者の地域生活への移行が示されていますが、家族の高齢化などによる家族介護力の低下などから新たな入所希望者も増えている状況です。施設入所が必要な人の状況や、ニーズを把握しながら、真に入所を必要とする人の待機状態の解消を図ります。
- グループホームについても、施設入所者の地域移行の受け皿として、また、家族の高齢化などによる需要が高まっているため、関係機関や事業所と連携を強化しながら障害福祉サービス事業者に対し、グループホームの開設を働きかけます。
- 平成30年4月から自立生活援助のサービスが始まりましたが、まだ利用者がいない状況です。障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する障害のある人のニーズを把握しながら、必要なサービスの提供に努めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	内容
計画相談支援	指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービスを利用するに当たっての「サービス等利用計画案」を作成します。市は、この計画案を勧告し、支給決定を行います。また、支給決定後は、指定特定相談支援事業者が、少なくとも年1回は計画の見直し（モニタリング）を行い、サービスが適当かを検討します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院などに入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害のある人に対し、夜間も含めた緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位		実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数	人/月	40	40	46	49	53	57
地域移行支援	実利用者数	人/月	0	1	0	1	1	1
地域定着支援	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 地域移行支援・地域定着支援については、障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、北播磨圏域内の精神科病院及び地域移行支援・地域定着支援事業所と連携してサービス提供体制の確保に努め、積極的な利用を促します。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者（児）への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量の確保のための方策

- 理解促進研修・啓発事業については、障害に対する理解を深める研修会を開催するとともに、障害の特性や合理的配慮に関する啓発を引き続き実施します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害者（児）やその家族、地域住民等による自発的な取組（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量の確保のための方策

- 自発的活動支援事業については、精神障害者ボランティア活動支援事業を実施し、貴重な地域資源であるボランティアの養成や活動を支援します。また、知的障害者の自発的活動支援事業を手をつなぐ育成会に委託し、当事者の自主性を育て地域との交流を図る活動を引き続き支援していきます。

(3) 相談支援事業

サービス名	内容
障害者相談支援事業	3障害（身体・知的・精神）の就労、生活支援などの問題について相談に応じるとともに必要な情報の提供、助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター	3障害（身体・知的・精神）の相談を総合的に行うとともに、地域の相談支援の拠点として、相談支援事業者間の連絡調整、関係機関との連携強化、地域移行・地域定着の促進を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援センターに、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置し、また、相談支援事業者等に対して専門的な指導、助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行い、相談支援機能を強化します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援及び家主等への相談・助言を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

②見込量の確保のための方策

- 加東市障害者相談支援センターの機能を強化しつつ、引き続き体制の充実を図ります。
- 地域の相談支援の拠点としての基幹相談支援センターの設置を目指します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害などの理由で判断能力が十分でない人の権利と財産を守る成年後見制度の利用のための支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	1	2	2	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

②見込量の確保のための方策

- 障害のある人が安全安心な日常生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用が必要な障害者の把握や、関係機関との連携強化に努め、制度の周知と利用促進、利用支援体制の充実を図ります。
- 成年後見制度法人後見支援事業については、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するため、北播磨圏域と連携して、法人に対する研修会を開催するなど法人後見の活動を支援します。

(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者（児）が社会参加を行う際に意思疎通を図るため、また、聴覚障害者等と意思疎通を図るため手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚障害等により意思疎通に手話を必要とする人が、安心して社会参加ができ、また手話言語を普及させるため市役所に手話通訳者を設置します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	174	101	103	103	103	103
	手話通訳者派遣	149	95	95	95	95	95
	要約筆記者派遣	6	6	8	8	8	8
手話通訳者設置事業	人	0	2	2	2	2	2

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、聴覚障害者や難聴者等、様々な対象者に合わせた意思疎通支援方法を確保する必要があるため、今後も聴覚障害者等の社会参加促進のため、養成研修の充実と参加者の増加を図ります。
- 手話通訳者設置事業により、2名を設置し、今後も体制維持に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットなど
自立生活支援用具	介護・訓練支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストマ装具など
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者等の居宅生活動作などを円滑にする用具

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	給付件数	2	4	0	4	4	4
自立生活支援用具	給付件数	1	5	5	4	6	9
在宅療養等支援用具	給付件数	5	4	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数	4	8	6	7	9	11
排泄管理支援用具	給付件数	846	872	880	888	896	904
居宅生活動作補助用具	給付件数	1	1	0	1	1	1

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 日常生活用具の給付では、障害のある人が、自力で在宅生活を営めるよう、各用具に関する情報を提供し、普及を促進するとともに、引き続き必要なサービスの提供に努めます。
- 排泄管理支援用具については、直腸・ぼうこう機能障害のある人の増加に伴い、給付件数も増加している。今後も給付件数の増加に対応し、継続した給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	14	24	13	15	15	15

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 手話ボランティア・通訳者の育成のための講座を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数	19	22	20	22	23	24
	延べ時間	1,547	1,860	1,800	1,900	2,000	2,100

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 移動支援について、市内の事業所は1か所ですが、最近では市外の事業所を利用される方も微増傾向にあります。今後も、利用ニーズに応じたサービスの提供体制の確保に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、障害者の地域生活を支援する法人が、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進、また、サービス類型に応じた訓練や啓発を行う場所です。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	市内実施か所/年	3	3	1	1	1	1
	市内実人数/年	22	18	8	8	8	8
	市外利用か所/年	1	1	0	0	0	0
	市外実人数/年	7	1	0	0	0	0

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 地域活動支援センターは、利用者の就労支援施設への移行等により人数が減少したことから市内の事業所が1か所のみとなっています。今後も創作的活動や生産活動の機会の提供、また地域社会との交流促進のため、引き続き事業所支援を実施していきます。

(10) その他の事業（日常生活支援）

サービス名	内容
福祉ホームの運営補助	常時の介護・医療を必要としない障害のある人で、単独で生活する力はあるが、家庭環境等の事由で住居の確保が困難な人に居室を提供する福祉ホームの運営費を補助します。
訪問入浴サービス	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
生活訓練等	障害のある人に対して、日常生活に必要な訓練や指導を行い、社会参加、社会復帰を支援します。
日中一時支援	日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)について、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位		実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム運営補助	事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	延利用者数	人日/月	12	12	12	12	12	12
訪問入浴サービス	実利用者数	人/月	1	0	1	1	1	1
	延回数	回	16	0	100	100	100	100
生活訓練等	実施か所	箇所	1	1	1	1	1	1
	事業数	箇所	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	実利用者数	人	17	20	20	20	21	22
	延回数	回	720	615	700	750	800	850

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 福祉ホームについては、現在、1事業所に対し助成を行っています。引き続き利用が見込まれるため、助成を継続します。
- 訪問入浴サービスは、利用者のニーズに合わせた、サービス提供体制を維持します。
- 生活訓練等については、障害のある人の社会復帰を支援するために加東市障害者相談支援センターが実施し、参加しやすい環境を整えるために、必要な利用者への送迎サービスを継続実施します。
- 日中一時支援については、緊急時や介護者のレスパイトケアによる利用者のニーズを把握しながら必要量を見込みます。

(11) その他の事業（社会参加支援）

サービス名	内容
レクリエーション活動等支援	スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、余暇活動等の機会を提供するため、スポーツ教室や運動会等を開催し、社会参加を促進します。
自動車運転免許取得・改造費助成	身体障害者の就労等を目的とした自動車運転免許の取得や、自らが運転するために、所有する自動車の操行・駆動装置（ブレーキ・アクセルなど）を改造する費用を一部助成します。
北播磨圏域での意思疎通支援事業の共同実施	手話通訳者・要約筆記者の養成研修について、北播磨圏域の市町で共同実施し、効率的に研修を開催します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
レクリエーション活動等支援	開催回数	2	2	1	2	2	2
	参加人数	102	116	16	120	120	120
自動車運転免許取得・改造費助成	件数	3	1	1	1	1	1
意思疎通支援事業共同実施	講座数	2	2	1	2	2	2
	修了者数	5	5	3	5	5	5

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- レクリエーション活動等支援事業については、身体障害者福祉協議会に委託して、障害のある人が主体となって企画するスポーツ教室や「加東市ふれあいパラリンピック」を開催することにより、障害のある人がスポーツに触れる機会を提供し、交流や社会参加が図れるよう引き続き支援します。
- 自動車運転免許取得・改造費助成については、利用ニーズを勘案しながら必要なサービス提供に努め、社会参加を支援します。
- 意思疎通支援事業の共同実施については、北播磨圏域の市町で手話通訳者養成講座や要約筆記者養成講座を共同開催し、効率的かつ効果的に圏域の意思疎通支援者の養成を図ります。

(12) その他の事業（就業・就労支援）

サービス名	内容
更生訓練費給付	就労移行支援又は自立訓練事業を利用している非課税世帯の障害のある人に、訓練及び通所に係る経費の一部を助成する更生訓練費を支給し、社会復帰を支援します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費給付事業	実給付者数	1	2	2	2	2	3

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 令和元年度末の受給者は2名ですが、今後、就労移行支援の利用者が増加傾向にあるため、受給者の増加を見込んでいます。

4 権利擁護支援の充実

国において、平成 28 年 5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が施行され、判断能力が不十分になっても尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の利用促進に向け「中核機関の整備・運営」「地域連携ネットワークの整備」等に努めることが明示されました。

本市では、障害のある人等が、自分らしく生活できるよう相談支援や、福祉サービスの利用支援等を行っていますが、成年後見制度の利用については、あまり利用されていない現状にあります。

今後は、知的障害や認知症等の要因により判断能力が不十分な人の権利が守られ、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるよう、障害者相談支援センターや地域包括支援センターによる成年後見制度の啓発、相談支援のほか、成年後見利用支援事業や日常生活自立支援事業の活用等に取り組みます。

【成年後見制度とは】

成年後見制度とは、知的障害や認知症等の要因により、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産管理や、身の回りの介助のための介護サービス又は施設への入所などに関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

○取組のための方策

(1) 成年後見制度の利用促進のための普及・啓発

成年後見制度の利用を促進するために、研修会の開催やパンフレットの配布、また広報等を通して、多くの方に制度の普及啓発を行います。

(2) 権利擁護支援体制の整備

成年後見制度の利用を必要とする人を発見し、早期の段階から適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。

また、総合的な権利擁護支援に係る地域連携ネットワークを構築するため、中核機関のあり方と権利擁護センター設置に関する検討を行います。

(3) 当事者に寄り添った制度の運用

成年後見制度の運用に当たっては、後見人等による財産管理の側面のみを重視するのではなく、障害者等の意思をできるだけ丁寧に汲み取り、その生活を守り権利を擁護していく意思決定支援や身上保護の側面も重視しながら、利用者がメリットを実感できるように取り組みます。



第 6 章

第 2 期障害児福祉計画

1 障害児福祉サービスの見込量

サービス名	内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体が不自由な未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により、治療も行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、放課後又は休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援	療育経験のある専門職員が利用ニーズに応じて、保育所や小学校などを訪問し、集団での生活に特別な支援が必要な児童に対し、集団生活に適応できるように支援します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあり、外出することが著しく困難で通所支援を利用できない児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを支援します。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用しようとする児童やその保護者に対し、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整などを支援します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	実利用者数	22	21	17	21	23	25
	延利用者数	108	139	140	153	167	183
医療型児童発達支援	実利用者数	12	8	8	12	12	12
	延利用者数	68	37	40	60	60	60
放課後等デイサービス	実利用者数	42	51	60	70	80	90
	延利用者数	541	629	790	900	1,030	1,160
保育所等訪問支援	実利用者数	0	0	2	2	2	2
	延利用者数	0	0	4	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	0	0	0	0	0	0
	延利用者数	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数	11	13	21	29	40	55

※令和2年度のみ実績見込

②見込量の確保のための方策

- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、利用者のニーズに合わせ必要な支援を受けることができるよう、サービスの質的向上を推進し、見込量に応じた適切な事業所数の確保を図ります。
- 医療型児童発達支援については、構成市で運営する、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園が、地域の障害児支援の拠点として重要な施設であるため、今後も関係市と連携を強化して体制を維持していきます。
- 保育所等訪問支援については、現在2名の利用があり、引き続き、学校等関係機関との連携を図り、ニーズに応じたサービス提供に努めます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、現在は利用はありませんが、引き続きサービス内容の周知と提供体制の確保に努めます。
- 障害児相談支援についても、発達サポートセンター「はぴあ」等の市の相談窓口と、各障害児相談支援機関との連携を強化し、相談支援体制を充実することにより件数の増加を見込んでいます。



第 7 章

計画の推進に向けて

|| 1 進行管理体制の確立

障害福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたることから、市内はもとより、幅広い分野の関係機関等との連携体制を推進していくことが必要です。

計画の推進にあたっては、国や県「加東市障害者支援地域協議会」との連携のもと、市民、ボランティア、民生委員・児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者などとのネットワークの形成を図り、障害者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように支援体制の確保を図ります。

なお、障害者が日常生活におけるさまざまな問題について、身近な場所で気軽に相談でき、必要なサービスにつなげていけるよう、関係機関との連携体制を強化するとともに、各種の制度を障害者が主体的に選択し、有効かつ積極的に活用していくための情報提供体制の充実を図ります。

|| 2 計画の点検・評価の方策

計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。そのため、1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析し、点検・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

なお、本計画の進捗状況の評価結果については、広く市民に公表します。

|| 3 地域での障害者理解を深めるための啓発と協力体制の構築

地域住民や学校、企業等に対し、障害に対する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の協力体制の構築に努めます。

また、本計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生・児童委員、地域関係団体の協力が不可欠です。地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。

|| 4 北播磨圏域での連携の方策

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを構築する必要があります。

一方で、地域生活支援拠点の整備など、本市だけでは困難な取組があるため、北播磨圏域での実現も視野に入れて、圏域の市町や関係機関と協力・連携を強化し、引き続き取組を推進していきます。